

スウェーデン国際私法の現状

——他の北欧諸国にも言及しつつ——

神前 禎
かん ぎき ただし
学習院大学法学部教授

はじめに

- 1 スウェーデン国際私法の法源
- 2 スウェーデン国際私法概観
- 3 最近の動き——同性婚立法

おわりに

はじめに

本稿は、家族法を中心とする⁽¹⁾スウェーデン国際私法の現状⁽²⁾を紹介するものである。その中できわめて限定的ではあるが、他の北欧諸国⁽³⁾にも言及することとする⁽⁴⁾。

以下では、まずスウェーデン国際私法の法源について紹介したのち、スウェーデン国際家族法の内容を概観する。その後、最近の動きとして同性婚立法について触れることとする。

なお、スウェーデン国際私法を正確に理解するためには、前提としてスウェーデン法全般についての知識が必要となろう⁽⁵⁾。スウェーデン法全体について何か述べる資格が筆者にあるとは思えないが、スウェーデンにおいては立法資料が充実し、かつ重視されていることはあらかじめ指摘しておきたい⁽⁶⁾。

1 スウェーデン国際私法の法源

スウェーデン国際私法の法源を条約及びEU法並びに国内法に分けて紹介する。

(1) 条約及びEU法

スウェーデンはハーグ国際私法会議の加盟国であり、現在12のハーグ条約を批准している⁽⁷⁾。この他にも国際私法に関する世界的な条約を若干批准している。また、スウェーデンはデンマークに遅れて、フィンランドとともに1995年にEUに加盟し、他のEU諸国と同様にEU法の下にある。今後はますますEU法の影響を受けることになるろう。

スウェーデンは他の北欧諸国との間で、いくつかの条約を締結している。その中には、国際私法上重要なものが存在する。スウェーデン国際私法においては、北欧諸国間の関係とその他の一般の場合とで異なる規則が採用されていることも多く、この点注意が必要であることになる⁽⁸⁾。

北欧条約とEU法との関係については、特にEUに加盟している北欧諸国間においていずれが優先されるかが問題となりうる。実際には、問題となる条約や規則ごとに、その適用関係が明確化されている⁽⁹⁾。

なお、スウェーデンにおいては、条約が国内で効力を有するためには国内立法が必要と考えられている⁽¹⁰⁾。

(2) 国内法

スウェーデンには、統一的な「国際私法典」といった法律は存在しない。国際私法に関する規定は、各分野ごとに独立した法律として制定されるのが通例である。また、実質法的規律を中心とする法律の中に、国際私法に関する条項も合わせて置かれることもある。

具体的には、特に財産法分野においては国内法上の国際私法立法はほとんど存在しない。条約上規律されていない多くの点について判例に委ねられていると言って良いであろう。他方、家族法の分野においては、以下に示すように、多くの立法がおかれている。ただし、今後はEU法との関係もあり、スウェーデンが国内法として国際私法の広い範囲を対象とする立法を行う可能性は多くないであろう⁽¹¹⁾。

2 スウェーデン国際私法概観

以下、スウェーデンにおける国際私法の内容を、家族法分野を中心として概観する。

(1) 婚姻

国際的な婚姻を一般的に規律するものとして、「婚姻と後見に関する国際的法律関係に関する法律」(IAL)⁽¹²⁾、「夫婦及び内縁者間の財産関係に関する国際的諸問題に関する法律」(IMF)⁽¹³⁾がある。この他、北欧諸国間の条約を国内法化した「婚姻、養子及び後見に関する国際的法律関係に関する規則」(NÄF)⁽¹⁴⁾があり、北欧諸国間の関係についてはNÄFが優先的に適用される。その他関連する法規として、1970年のハーグ条約を国内法化した「外国の離婚及び別居の承認に関する法律」⁽¹⁵⁾もあるが、本稿では触れない。さらに、「婚姻法典」⁽¹⁶⁾、「登録パートナーシップ法」⁽¹⁷⁾にも若干の関連規定がある。後者については、本稿3において若干詳しく取り上げる。

以下、婚姻の締結、離婚、婚姻の効力の順に規定を概観する⁽¹⁸⁾。

(a) 婚姻の締結

スウェーデン国内で婚姻する場合、婚姻の方式についてはスウェーデン法による⁽¹⁹⁾。したがって、婚姻に先立ってその要件を具備しているか審査が行われることとなる⁽²⁰⁾。

婚姻要件具備審査は原則として各人についてその本国法によって行われる⁽²¹⁾。ただし、本国以外の特定の国に2年以上住所を有する者は、婚姻の相手方の同意を条件として、婚姻の要件を住所地法によって審査してもらうことができる⁽²²⁾。審査を本国法によって行うか住所地法によって行うかは婚姻を望む当事者の選択に委ねられており、結局、ある者が本国以外の地に2年以上住所を有する場合には、その者の本国法と住所地法との選択的連結と変わるところはない⁽²³⁾。

外国法が準拠法となる場合でも、以下の要件は常に充足する必要がある。第一に、15歳未満の者が婚姻する場合には特別の認可が必要とされている。第二

に、直系血族及び両親を同じくする兄弟姉妹間の婚姻は認められない。第三に、前婚が存在する場合には、その解消がスウェーデン国内でも有効であるか、相手方が死亡したことのいずれかが必要とされる⁽²⁴⁾。これらの点は、スウェーデンにおける公序という観点から、外国法が準拠法となる場合であっても特に要件とされたのである。この点をスウェーデン国内法上の婚姻障害⁽²⁵⁾と比較すると、第一の要件について18歳未満ではなく15歳未満とされたこと、第二の要件について両親の一方を同じくする兄弟姉妹間の婚姻について認可が不要とされたこと、第三の要件が付加されたことが異なっているのみである。換言すれば、スウェーデンにおいては国内法上の婚姻障害事由が限定されていることもあり、そのほとんどが涉外事件についても常に充足すべきものとされているということができる。

他方、外国で婚姻する場合、挙行地法によって有効とされたのであれば婚姻は方式上有効とされる⁽²⁶⁾。ここで「挙行地法上有効」とは、政府案理由書によれば、準拠法の如何を問わず挙行地法上有効とされていることを意味する⁽²⁷⁾とされ、挙行地実質法上の方式要件を充たす必要はないと考えられている。また、このような意味において挙行地法上有効とはされない場合であっても、当事者双方いずれの本国法上も有効である方式は方式上有効とされる⁽²⁸⁾。さらに、特別の根拠がある場合には、当事者の申立により、方式上瑕疵のある婚姻を有効と認めることもできるとの規定も置かれている⁽²⁹⁾。

外国での婚姻の実質的成立要件については、規定が置かれていない。これは、スウェーデン国内における婚姻と同様に、実質的成立要件を欠く婚姻であっても方式を充たせば有効と扱うべきである⁽³⁰⁾、と立法者が考えたためと言われている⁽³¹⁾。

以上は、一般の場合であるが、北欧諸国との関係については、前掲の条約(NAF)が妥当する。この場合においても、スウェーデンでの婚姻の方式についてはスウェーデン法による⁽³²⁾ので、婚姻要件具備審査が問題となる。

他の北欧諸国の者がスウェーデン国内で婚姻する場合の婚姻要件具備審査は、婚姻当事者の一方がスウェーデンに住所を有する場合にはスウェーデン法によるが、そうでなければ本国法による。ただし、当事者が本国法の適用を申し立

た場合には、もっぱら本国法が適用される。この場合、前述の「2年ルール」の適用はない⁽³³⁾。

また、他の北欧諸国においてなされた婚姻要件具備審査はスウェーデンにおいてもそのまま効力が認められるものとされている⁽³⁴⁾。

(b) 離婚

スウェーデンでは国内法上、婚姻の解消手段は離婚のみであり、婚姻取消といった制度は存在しない⁽³⁵⁾。政府案理由書によれば、涉外的婚姻についてもそれは同様であり、外国法上婚姻が取消されうようなものであっても、スウェーデンにおいては離婚のみが認められるとされる⁽³⁶⁾。

離婚については原則としてスウェーデン法が準拠法とされる⁽³⁷⁾。ただし、外国人同士の離婚であって、その一方が北欧諸国以外の国籍を有する場合については、スウェーデン法上離婚が認められても、離婚が認められない場合がある。それは第一に、いずれの当事者もスウェーデンに1年以上の期間にわたって住所を有しておらず、かつ当事者の少なくとも一方の本国法において離婚原因⁽³⁸⁾が存在せず、しかも一方当事者が離婚に反対している場合⁽³⁹⁾である。また第二に、当事者の一方が自己の本国法上離婚原因が存在しないと援用しており、しかもその者あるいは夫婦間の子の利益に鑑みて離婚を認めない特別の根拠が存在する場合⁽⁴⁰⁾である。この第二の場合には、スウェーデンとの関連性が弱い場合には、より離婚を否定する方向に傾くとされている⁽⁴¹⁾。これらの例外規定は、あくまでも離婚を否定する方向にのみ働くことに注意が必要であり、スウェーデン法上離婚が認められない場合に、外国法によって離婚が認められることはない。さらに、訴え提起後の国籍・住所の変更によって、これらの例外規定の要件を充たすことになっても、それは離婚の障害とはなりえないとの規定もある⁽⁴²⁾。反対に、訴えの提起後に例外規定の要件を充足しないこととなった場合には、原則⁽⁴³⁾通り、例外規定は適用されない⁽⁴⁴⁾。

(c) 婚姻の効力

婚姻の効力については人的関係と夫婦財産制とに分けて論じられている。

人的関係について、一般的に適用される法規定は存在しない⁽⁴⁵⁾。判例としては、離婚した夫婦間の扶養についてはあるが、夫婦の共通住所地に現在も夫

婦の一方が住所を有する場合にその法によるもの、及び扶養権利者の住所地法によるものがあり、より最近のものである後者の判例が学説上も支持されている⁽⁴⁶⁾。他方、夫婦がいずれも北欧諸国の国籍を有する場合については、原則として法廷地法によるとされている⁽⁴⁷⁾。

夫婦財産制については、前掲の IMF が適用される。それによれば、夫婦は合意によって、夫婦の一方の本国法または住所地法を準拠法として指定することができる。また、同様の合意は、夫婦の一方が死亡した場合に、他方配偶者と相続人及び受遺者との間でなすことも可能とされている⁽⁴⁸⁾。準拠法が指定されていないければ、婚姻時の住所地法が適用される。ただし、婚姻後に夫婦が別の国に住所を取得し、そこで2年間を過ごすと、その地の法が準拠法とされるのが原則である⁽⁴⁹⁾。また、夫婦財産契約等については、行為当時において準拠法に合致すれば有効とされる。ただし方式については行為地または夫婦の住所地法によることもできる。スウェーデンに住所を有する夫婦間の夫婦財産契約については、婚姻法典の規定により登記された場合に限り有効とされる⁽⁵⁰⁾。その他の細かな規定については省略するが、ただ、興味深い規定をひとつ挙げておく。財産分与の際には、在外財産を含めて夫婦が有する全ての財産が対象とされる。しかしその際、まず在外財産を各人に振り分けるものとされており⁽⁵¹⁾、その後内国にある財産を分与することで、各人の取り分について内国にある財産で調整が可能となっている。さらに、一部の財産が所在している外国法上、財産分与の効力が認められない場合には、一部の財産についてのみ財産分与を行うようにすることもできる⁽⁵²⁾。このように、普遍主義的な財産分与の建前と現実との落差が生じた場合に、それに対処する規定が置かれているのである。

他方、婚姻締結時においても現在においても夫婦がともに北欧国籍を有する場合には、IMFではなくNÄFが適用され、夫婦が婚姻時に住所を有した北欧の国の法律による。その後、他の北欧諸国に住所を移した場合には、新たな住所地法が適用になる⁽⁵³⁾。夫婦が婚姻締結時に北欧に住所を有さない場合にはNÄFではなく原則通りIMFが適用される。夫婦が婚姻締結後に住所を北欧の外に移動した場合には、新たな住所地法は適用されず、婚姻締結時の住所地法

によることとなる。また、NÄFにおいては、夫婦財産契約の方式は、夫婦財産制の準拠法または当事者の一方の本国法のいずれかの要件を充たす必要があるとされ⁽⁵⁴⁾、行為地法上の方式によることは認められていない。

(2) 親子

渉外的な親子関係に関する主な立法として、「国際的な父性の問題に関する法律」(IFL)⁽⁵⁵⁾、「養子に関する国際的法律関係に関する法律」⁽⁵⁶⁾がある。また、「親子法典」⁽⁵⁷⁾、及び既に紹介したIÄF、NÄFにも関連する規定は存在する。この他、「北欧の父性判決の承認に関する法律」⁽⁵⁸⁾、条約を国内法化した「外国の監護判決等の承認及び執行並びに子の奪取に関する法律」⁽⁵⁹⁾もあるが、本稿では触れない。

(a) 父子関係の成立

前掲のIFLが、「父性の推定」「父性の否認及び確定」「父性の承認」について規定している⁽⁶⁰⁾。父性の推定については、子が出生時に住所を取得する国の法によって、子の母と婚姻している（あるいは、婚姻していた）男性が子の父とされれば、その者が父とされる。仮に当該法律上父とされる者が存在しない場合には、その子が出生時に国籍を取得する国の法によって父が定まる。ただし、子の出生時の住所地がスウェーデンである場合には、スウェーデン法のみで判断される⁽⁶¹⁾。裁判による父性の否認、及び父性の確定は、子が第一審判決時に住所を有する国の法による⁽⁶²⁾。また、スウェーデンでの子の認知は、地方公共団体の社会福祉委員会の関与の下なされるが、それは子がスウェーデンに住所を有する場合に行われ、スウェーデン法によって判断されることとなる。ただし、方式については外国の行為地法を充たすことで足りる⁽⁶³⁾。

(b) 養子縁組及び子の監護等

養子縁組については、常にスウェーデン法により判断される。ただし、子が18歳未満である場合には、養親となるべき者または子が国籍、住所その他の点で外国との関連性を有さないか、養子縁組が当該外国で効力を有しない場合にそれが子に著しい不都合をもたらさないかについて特に考慮しなければならないとされる⁽⁶⁴⁾。準拠法である法廷地法を適用する際に、その枠内において外国

における扱いを実質的に考慮するものである。

子の監護及び扶養は、離婚訴訟において問題となった場合については、子がスウェーデンに居住している場合にはスウェーデン法により判断される⁽⁶⁵⁾。また、北欧との関係でも法廷地法が適用される⁽⁶⁶⁾。それ以外の場合については、規定は欠缺している。

(3) 相続及び遺言

主な関連法規として、一般に適用される「遺産に関する国際的法律関係に関する法律」⁽⁶⁷⁾、及び北欧条約を国内法化した「国内に住所を有するデンマーク、フィンランド、アイスランドまたはノルウェー人の遺した遺産等に関する法律」⁽⁶⁸⁾がある。

まず遺産管理について、一般の場合には、死亡の時点でスウェーデンに住所または国籍を有する者については、遺産は在外財産も含めて遺産管理等の対象とされる。それ以外の場合には、国内にある財産についてのみ遺産管理等がなされる⁽⁶⁹⁾。死亡の時点でスウェーデンに住所を有する北欧諸国の国籍を有する者の場合には、スウェーデンにおいて、全ての財産について遺産管理等が行われる⁽⁷⁰⁾。

相続準拠法は、一般の場合には被相続人の本国法とされる⁽⁷¹⁾。他方、死亡の時点でスウェーデンに住所を有する北欧諸国の国籍を有する者の相続については、住所地法すなわちスウェーデン法が準拠法とされる。ただし、被相続人がスウェーデンに住所を有した期間が5年未満であり、相続人等のある者が要求した場合には、本国法による⁽⁷²⁾。

遺言及びその取消については、行為の当時の遺言者の本国法によるのが原則である⁽⁷³⁾。北欧諸国との関係では、同じ時点における住所地法による⁽⁷⁴⁾。ただし、いずれの場合にも方式については遺言の方式の準拠法に関するハーグ条約の定めるところによる⁽⁷⁵⁾。

(4) その他の分野

上記以外の分野については、簡単に触れるにとどめる。

いわゆる属人法の決定基準について、伝統的に北欧では、東のスウェーデン、フィンランドにおいて本国法主義が、西のデンマーク、ノルウェー、アイスランドにおいて住所地法主義が採用されていた、とされている。しかしスウェーデンにおいては、一方では北欧諸国間の条約等により、他方ではスウェーデンが移民の流出国から流入国に変化したことにより、住所地法主義の影響が強くなってきている⁽⁷⁶⁾。なお、スウェーデン法における住所 (hemvist) については、「ある国に居住する者は、当該居住が滞在の継続性とその他の諸事情に鑑みて無期限のものとみななければならない場合には、本法の適用においては当該国に住所を有する者とされる」⁽⁷⁷⁾との定義規定があり、常居所にほぼ相当するものであると理解されている⁽⁷⁸⁾。

財産法分野においては、EU法及び条約による規律が中心となる。契約準拠法については、契約債務の準拠法に関するローマ条約⁽⁷⁹⁾を初めとするEU法による。その他、スウェーデンは動産の国際売買の準拠法に関するハーグ条約⁽⁸⁰⁾、国際物品売買契約に関する国連条約⁽⁸¹⁾、手形法条約、小切手法条約の当事国となっている。契約外の債権債務関係の準拠法及び物権準拠法については、一般に妥当する法律は存在しない⁽⁸²⁾。判例においては、交通事故について事故地法によるとしたものがある⁽⁸³⁾。

外国法の適用については、当事者による和解可能な問題については、当事者の援用を待って準拠法選択規則及びそれによって指定された外国法を適用する。当事者の援用がなければ、スウェーデン法が適用される⁽⁸⁴⁾。

3 最近の動き——同性婚立法

ここでは、スウェーデン国際私法の最近の動きとして、同性婚に関する立法状況を紹介する。

(1) 2000年までの状況

まずは、2000年の法改正前の状況を前提に、スウェーデンにおける同性婚法を紹介する。

スウェーデンにおいては、異性間の婚姻に対応する同性間の結びつきを規律

するものとして、「登録パートナーシップに関する法律」⁽⁸⁵⁾が制定され、それとは別に異性間の内縁関係について規律する「内縁関係にある者の共同住居に関する法律」⁽⁸⁶⁾及び同性間の内縁関係について規律する「同性の内縁関係にある者に関する法律」⁽⁸⁷⁾が置かれている。スウェーデンにおいては、異性間において婚姻と内縁との選択が可能であると同様に、同性間においても登録パートナーシップと内縁との選択が可能なのである。

婚姻と登録パートナーシップとの間に差異がほとんど存在しないこともスウェーデンの特徴である⁽⁸⁸⁾。すなわち、登録パートナーシップの要件は、年齢が18歳以上であること、直系の親族関係または両親を同じくする兄弟姉妹ではないこと、重婚にはあたらないことなど、婚姻に相当するものである⁽⁸⁹⁾。また、効果の点でも、登録パートナーシップには原則として婚姻と同様の効力が認められ、その例外は、養子縁組及び人工または体外受精が認められないこと、性を理由に一方当事者を特別扱いする規定の適用がないこと、前掲の北欧条約(NÅF)との関係、といった3点にとどまっていた⁽⁹⁰⁾。特に重要な相違が第一の点であり、登録パートナーが共同で養親になり、一方のパートナーの子を他方が養子とし、またはパートナーである女性が人工または体外受精により子を持つことは認められていなかったのである⁽⁹¹⁾。同性のパートナーの間で養育される子の保護という観点から問題があるとされたためである⁽⁹²⁾。

国際私法的な観点からは、以下の規定が注目される。まず、パートナーシップの登録にはパートナーの一方がスウェーデンに住所を有するスウェーデン人であることが要求されている⁽⁹³⁾。また、前掲のIALの一定の条文がここにも適用され⁽⁹⁴⁾、登録の際に婚姻と同様に行われる要件具備の審査及びパートナーシップ登録の挙行についてはスウェーデン法が適用される。その上で、登録要件については全面的にスウェーデン法による⁽⁹⁵⁾。

パートナーシップは、当事者の一方の死亡または裁判によって解消される。後者については、パートナーシップ登録がスウェーデン法に基づいて行われた場合、そのパートナーシップの解消は常にスウェーデンの裁判所においてなされるべきものとされている⁽⁹⁶⁾。また、離婚についての規定がここにも適用されるとされていることから、離婚と同様に原則として法廷地法によって判断され

ることとなる。

すなわち、パートナーシップ登録については、一定の内国牽連性を要件として、その成立及び解消のほぼ全てについてスウェーデン法による規律がなされることとされていることとなる。

(2) 近年の法改正

登録パートナーシップ法は、2000年及び2002年に改正がなされた。

(a) 2000年改正

2000年の改正⁽⁹⁷⁾において、スウェーデンにおいてパートナーシップ登録をするために必要とされる内国牽連性が緩和された。すなわち、当事者の一方がスウェーデンに住所を有するスウェーデン人である場合に加え、デンマーク、アイスランド、オランダ、ノルウェーのいずれかの国籍を有する者は、スウェーデン人と同じ扱いがされることとなった。さらに、当事者の一方が2年以上スウェーデンに住所を有する場合には、その者の国籍を問わずにパートナーシップ登録が可能とされた⁽⁹⁸⁾。

前者の改正の理由は以下のようなものである。改正前の規定によれば、スウェーデンに住所を有するデンマーク人は、住所地法上も本国法上もパートナーシップ登録が可能とされているにも関わらず、パートナーシップ登録は認められていなかった。しかし、そのような、本国法上もパートナーシップ登録が可能とされている者については、登録をすることに問題はない⁽⁹⁹⁾。

後者の改正の理由は以下のようなものである。スウェーデンでのパートナーシップ登録は、そのような制度を持たない国においてはその効力が全く認められないか、かなり限定した効果しか認められないであろうから、スウェーデンとの密接な関連性があり、スウェーデンの管轄とスウェーデン法の適用を正当化しうることが必要と解すべきである。しかし、これまでの規定はやや厳格に過ぎた。スウェーデンやその他のパートナーシップ登録が可能な国の国籍を有さない者であっても、スウェーデンで生活を続けている者は多数存在する。そのような者にパートナーシップ登録の可能性を閉ざすのは妥当でない。デンマークのように、両当事者が2年以上内国に住所を有することを求めることも

北欧における法の親和という観点からは理由があるが、それでも条件は厳格に過ぎる。当事者の一方が2年以上内国に住所を有していれば足りるとすべきである⁽¹⁰⁰⁾。

(b) 2002年改正

2002年の改正⁽¹⁰¹⁾によって、登録パートナーが養子を迎えることが可能とされた。すなわち、登録パートナーが第三者を養子とし、またはパートナーの一方の子を他のパートナーが養子とし、その子を共同して監護することが認められるようになったのである。

この改正にあたっては、子の最善の利益という観点を中心に、様々な点が議論された。結論的には、養子縁組の妥当性は個別的に判断すれば良く、登録パートナーを一律に排除する必要はないとしてこのような改正がなされた。国際的な養子縁組との関係では、前述したように、養子縁組が当該外国で効力を有しない場合にそれが子に著しい不都合をもたらさないかについて特に考慮しなければならないとされていることも、個別的判断で足りるひとつの根拠とされている⁽¹⁰²⁾。

他方、人工または体外受精に関する制限については撤廃されなかった。当初の審議会答申⁽¹⁰³⁾においては、この点の制限も撤廃し、登録パートナーをより夫婦に近づける提案がされていた。人工または体外受精に関する制限が存置された理由としては、それ自体についての反対というよりも、それを認めることに伴って必要となる、法的親子関係の成立等についての関連規定の整備について最終的な結論が得られなかったためと説明されている⁽¹⁰⁴⁾。なお、当初の答申は、人工または体外受精がなされた場合の親子関係成立の準拠法についても改正提案をおいていた。すなわち、婚姻した夫婦間の子についての父子関係成立の準拠法選択規則⁽¹⁰⁵⁾を、女性同士の登録パートナーの一方が出産した場合の他方の女性と子との間の母子関係の成立にも及ぼす旨の改正提案である。例えば、女性が子を出生したとき、子が出生時に住所を取得する地の法によって、女性の夫が父とされ、または他方パートナーが母とされるのであればその者は父または母とされる。仮に当該法律によって父または母とされる者が存在しない場合には、その子が出生時に国籍を取得する国の法によって父または母が定

まる。ただし、子の出生時の住所地がスウェーデンである場合には、スウェーデン法のみで判断される、というのである⁽¹⁰⁶⁾。

(3) 他の北欧諸国の動向

デンマーク、ノルウェー、フィンランドにおいては、スウェーデンと類似の同性婚法制を採用している⁽¹⁰⁷⁾。以下規定を簡単に紹介する。

デンマークにおいては、1989年から同性婚が認められている⁽¹⁰⁸⁾。国際的な面での登録の要件は、当事者の一方がデンマークに住所を有するデンマーク人であるか、双方の当事者が2年以上内国に住所を有するか、いずれかの要件を充足することである。ただし、ノルウェー、スウェーデン、アイスランド等の国民⁽¹⁰⁹⁾はデンマーク人と同様に扱われる。同性婚には原則として婚姻と同様の効果が認められるが、養子縁組についてはパートナーの一方の子を他方が養子とすることのみが可能とされる。

ノルウェーにおいては、1993年から同性婚が認められている⁽¹¹⁰⁾。国際的な面での登録の要件は、当事者の一方がノルウェーに住所を有しか一方がノルウェー人であるか、当事者の一方が登録の直前2年以上内国に住所を有するか、いずれかの要件を充足することである。デンマーク、アイスランド、及びスウェーデン等の国籍を有する者はノルウェー人と同様に扱われる⁽¹¹¹⁾。ノルウェーで成立した同性婚の解消は常に同国の裁判所でなされるものとされる。同性婚には原則として婚姻と同様の効果が認められるが、養子縁組についてはパートナーの一方の子を他方が養子とすることのみが可能とされる。

フィンランドにおいては、2001年に同性婚法が成立した⁽¹¹²⁾。国際的な面での登録の要件は、当事者の一方がフィンランドに住所を有するフィンランド人であるか、双方の当事者が登録の直前2年以上内国に住所を有するか、いずれかの要件を充足することである。本法と実質的に同様の法的効果を有する同性婚を規定している国の国民は、フィンランド人と同様に扱われる。それについては命令で定める。登録の要件についてはフィンランド法による。外国で登録されたパートナーシップは、登録地で有効であればフィンランドにおいても承認される。フィンランドにおいて登録解消手続がなされるのは、フィンランド

で登録がなされたか、当事者の一方に離婚の裁判管轄が認められる事由が存在するか、いずれの場合である。登録パートナーシップには原則として婚姻と同様の効果が認められるが、養子縁組については認められていないようである。

このように、北欧諸国においては、相互に微妙な違いはあるものの、同性婚についてほぼ同様の内容を有する立法がなされている。

おわりに

本稿の最後に、スウェーデン国際私法のわが国への示唆について、2点を指摘したい。

スウェーデン国際私法、特にその特色が現れている国際家族法分野においては、単位法律関係ごとに事案と最も密接な関係を有する法を準拠法とし、原則として当該準拠法の定めるところにより紛争を解決する、といった価値中立的な準拠法選択手法はほとんど採用されていない。公序的な観点から一定の国内法や一定のルールの適用が留保されていたり、一定の結果の実現を願う当事者による法選択が認められていたり、そもそも法廷地法が準拠法とされるなど、常に準拠法を適用した具体的な結果の妥当性への配慮がなされているとあって良いであろう。

したがって、スウェーデンや北欧条約における国際私法立法規定の中で、前提の異なるわが国において直接参考になるものはそれほど多くはないということが出来る。ただし、ここで見られるような、準拠法を適用した具体的な結果如何への関心は、わが国においても忘れてはならない点であると思われる。少なくとも、内外国法の平等を前提とし、法内容を問わずに事案と最も密接な関係を有する法を準拠法とした後に、わが国の公序に反する場合にのみ外国法の適用を排除するというあり方が、必ずしも普遍的なものとは言い切れないことに気づくきっかけをスウェーデン国際私法は与えてくれるということができよう。

第二に、スウェーデン国際私法の内容そのものについてではないが、他国との協調を重視する姿勢もわが国として見習うべきものではなからうか。すなわち、EU法、北欧条約、世界的な条約といった国内法以外の法を積極的に受け入

れ、さらに国内立法の際にも他の北欧諸国との協調を重視し、また実質法の立法の際にも国際的な事案を考慮するスウェーデンの姿勢は、わが国に有益な示唆を与えるものといえることができる⁽¹¹³⁾。

- (1) 本稿 1 において述べるように、財産法分野については国際私法に関連するスウェーデン国内の立法がほとんど存在しないためである。国際民事訴訟法の分野については、中野俊一郎「スウェーデン国際民事訴訟法の現状——財産関係事件の国際裁判管轄、外国判決承認の問題を中心として——」神戸法学年報 13 号 1 頁 (1997) がある。
- (2) 本稿で述べる内容は、別段の表示がない限り、2002 年 9 月時点でのものとする。
- (3) 本稿で「北欧諸国」は、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンを指すものとして用いる。
- (4) 当初は、スウェーデンのみならず北欧国際私法の現状を紹介するよう依頼された。しかし、筆者の能力不足のため、スウェーデン以外の国についてはほとんど紹介することができなかった。また特にアイスランドについては本稿では全く触れることができなかった。

なお、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランドの法文は、インターネット上で入手が可能である。以下、簡単に紹介する。

スウェーデン：Regeringskansliets rättsdatabaser が、<http://62.95.69.15/> において公開されている (<http://www.regeringen.se/propositioner/index.htm> から、“Lagar och förordningar” へのリンクをたどる)。

デンマーク：retsinformation サイトの、<http://www.retsinfo.dk/danlov/danlov.htm> から、“Danske love” にジャンプすると年代順に、Populærtitler にジャンプすると一般的名称によりアルファベット順に探すことができる。

ノルウェー：lovdata サイトの、<http://www.lovdata.no/all/index.html> から、年代順、アルファベット順、体系順の表示へのジャンプ及び法文中の文言による検索が可能である。

フィンランド：Finlex (<http://www.finlex.fi/>) から入手可能である。フィンランド語による検索も可能であるが、筆者に理解可能なスウェーデン語のページとしては、<http://www.finlex.fi/svenska/lags/index.html> があり、年代・事項による検索が可能となっている。

- (5) スウェーデン法全体について英語で紹介したものとして、*Swedish Law in the New Millennium*, ed. by Michael Bogdan (Stockholm 2000) (以下、*Swedish Law*) が

ある。また、同様にデンマーク法の概略は *Danish Law in a European Perspective*, ed. by Børge Dahl et al. (Copenhagen 1996) で知ることができる。

- (6) スウェーデンにおける立法過程については、スウェーデン政府のウェブサイトにおいて、英語でも簡単に説明がある、http://www.sweden.gov.se/legislation/legislation_howlaws.htm 参照。ここでは、立法過程に作成される重要な文書である、SOU (審議会答申) 及び proposition (政府案理由書) を中心に簡単に紹介しておく。

SOU (Statens Offentliga Utredningar) は、政府が特定の立法課題について組織した審議会の答申のことである。特定の法律問題について立法の必要が認識されると、担当大臣により審議会が組織され、そこに一定の問題が諮問される。当該審議会のメンバーとして一人のみが任命されることもあるが、重要な問題については、各政党から比例的に参加する議員及び法律専門家等かなりの人数が任命されることもある。審議会の答申はきわめて詳細であり、現行法の紹介、その問題点、諸外国における状況、立法提案の内容、条文の形式での立法案、及び各条文の趣旨説明が含まれている。例えば、後述する、2002年の登録パートナーシップ法等の改正についての SOU 2001:310 は、本文だけで400頁、全体で1000頁を超えるものとなっている。

審議会答申に対しては、関係諸団体から意見聴取がなされ、それらの結果を踏まえて最終的な政府案が議会に提出される。これが、proposition である。proposition は SOU と比較すれば短い場合が多いが、立法提案の内容、趣旨、その前提としての現行法の内容や諸外国の状況、具体的な各条文についての説明などを含むものである。

SOU の作成、そしてその後の意見聴取によって多様な利益の調整は行われているので、政府案が議会で修正されることはほとんど存在しない (この点は結果的にはわが国と同様とあって良い)。そのため、裁判官を含む実務家が、特定の法規定の解釈をする場合に第一に参照するのは proposition であり、さらにさかのぼって SOU も参照されることがある。本稿において、proposition にしばしば言及するのもそのためである。

なお、最近の SOU, proposition は、インターネット上で入手可能である。<http://www.regeringen.se/propositioner/index.htm> 参照。

- (7) ハーグ条約の批准状況については、<http://www.hcch.net/e/status/statmtrx.html> から知ることができる。
- (8) また、北欧諸国が条約によらずにその国内法を調整する、立法協力も精神的に行われている、*Swedish Law*, supra note (5), pp.41 (Stig Strömholm)。そこでは、特に実体私法の分野では良く協力がなされているとのことである。その結果北欧諸国の国内法は条約がない場合であってもしばしば類似した内容を有している。その一端

は、後に紹介する同性婚立法にも現れている。

- (9) EU法と北欧条約との関係は、現在はスウェーデン＝フィンランド間で問題となりうるが、実際には個別の処理がなされている。例えば、いわゆるブラッセル I 規則においては、同規則が北欧条約 (Lag (1977:595) om erkännande och verkställighet av nordiska domar på privaträttens område) に優先する旨規定されている (69 条)。他方、ブラッセル II 規則においては、北欧条約 (後述の NÄF) を優先させるオプションが与えられ (36 条(2)(a))、実際にオプションが行使されたため北欧条約が優先となっている。ただし、その際に北欧条約の内容がブラッセル II 規則に適合ように修正されている。

なお、EU における国際私法とデンマークとの関係については、中西康「アムステルダム条約後の EU における国際私法——欧州統合と国際私法についての予備的考察——」国際 100 巻 4 号 545 頁以下 (2001) 参照。

- (10) ちなみに、Lag (1997:191) med anledning av Sveriges tillträde till Haagkonventionen om skydd av barn och samarbete vid internationella adoptioner は、1993 年のハーグ条約、Convention on Protection of Children and Co-operation in Respect of Intercountry Adoption が国内において効力を有するものとした法律である。そこでは、同条約が原文のまま (英文と仏文が平等に) 効力を有するとされている点、興味深い。
- (11) 例えば、15 年ほど前に国際家族法の大改正が準備され、審議会答申が出された (SOU 1987:18) が、現在に至っても立法化されていない。おそらく、このまま立法化されることはないであろう。その背景には、本文で述べた事情があると思われる。
- (12) Lag (1904:26 s.1) om vissa internationella rättsförhållanden rörande äktenskap och förmynderskap (以下、IÄL)。
- (13) Lag (1990:272) om internationella frågor rörande makars och sambors förmögenhetsförhållanden (以下、IMF)。なお、同法は、2001 年法 (Lag (2001:1141)) による改正前は、Lag (1990:272) om vissa internationella frågor rörande makars förmögenhetsförhållanden (夫婦間の財産関係に関する国際的諸問題に関する法律) との名称であった。
- (14) Förordning (1931:429) om vissa internationella rättsförhållanden rörande äktenskap, adoption och förmynderskap (以下、NÄF)。
- (15) Lag (1973:943) om erkännande av vissa utländska äktenskapsskillnader och hemskillnader。
- (16) Äktenskapsbalk (以下、ÄktB)
- (17) Lag (1994:1117) om registrerat partnerskap。この法律の当初の条文については、菱木昭八朗「スウェーデン同性婚法」ジュリ 1056 号 137 頁 (1994)、同「スウェー

デン同性婚法〔資料〕専修法学論集 63号 133頁 (1995) 参照。同氏の開設する「菱木スウェーデン法研究所」のウェブサイト (<http://www7.plala.or.jp/hishiki/>) から、同法の2000年改正時点の和訳を閲覧することができる。

- (18) スウェーデンでは、わが国とは異なり、この順序で検討・紹介されることが一般的である。婚姻の締結及び離婚については IÄL が、夫婦財産制については IMF が主に適用されるためであろうか。
- (19) 1:4 IÄL.
- (20) 3:1 1st. ÄktB.
- (21) 1:1 IÄL.
- (22) 1:2 1-2st. IÄL. また、スウェーデンに2年間住所を有さない外国人についても、スウェーデン法が適用されるものとされる可能性がある、1:2 3st. IÄL.
- (23) ただし、概念的には、いわゆる選択的連結とは異なる。スウェーデンでは、選択的連結 (alternativ kollisionsnorm) とは区別して、elektiv kollisionsnorm 等と言われる、Michael Bogdan, Svensk Internationell Privat- och Processrätt, 5 uppl., Stockholm 1999, s. 39 (以下、Bogdan として引用)。
- (24) 以上、1:3 IÄL.
- (25) 2 kap. ÄktB.
- (26) 1:7 1st. 1p. IÄL.
- (27) prop. 1973:158 s.101.
- (28) 1:7 2st. IÄL. なお、prop. 1973:158 s.102 は、当事者が重国籍の場合には、そのうちひとつの法の要件を充たせばよいとしている。
- また、政府案理由書は、この規定は外国でなされた婚姻を有効とする法を限定列挙したのではなく、その他の法、例えば当事者の常居所地法上有効な婚姻も方式上有効と扱う余地があるとする、prop. 1973:158, *loc. cit.*
- (29) 1:8 IÄL.
- (30) このため、スウェーデンにおいては婚姻取消という制度は存在しない。親戚関係や重婚という点が離婚原因とされるにとどまっている。ちなみに、スウェーデンでは、婚姻要件具備審査を経て、当事者本人が現在する場所で民事婚または教会婚が行われるため、方式要件を充たすが実質的成立要件を充たさない婚姻がほとんど考えられない、という事情がある。
- (31) Bogdan, s.173. しかし、Bogdan はそれに反対である。
- (32) 2§ 2st. NÄF
- (33) 以上、1§ NÄF. 北欧諸国に国籍を有する A と、そうでない B とが婚姻をする場合、B のみがスウェーデンに住所を有する場合であっても、A の婚姻要件はスウェーデ

ン法で審査されうることとなる。また、Aがスウェーデン以外の国に住所を有している場合には、もっぱら本国法により審査がなされることとなり、住所地法適用の余地はない。

- ③4 2§ 1st. NÄF. この場合、審査を受けた者の国籍や審査の際に適用された準拠法などは問題とならない。
- ③5 前掲注③0参照。
- ③6 prop. 1973:158 s.103.
- ③7 北欧諸国の国籍を有する者の間の婚姻については、9§ 1st. NÄF. それ以外の場合には、3:4 1st. IÄL.
- ③8 外国法上婚姻の取消原因がある場合にも、離婚原因がある場合と同様に扱うべきものと考えられている、Bogdan, s.178.
- ③9 3:4 2st. IÄL.
- ④0 3:4 3st. IÄL.
- ④1 prop. 1973:158 s.107.
- ④2 3:5 IÄL.
- ④3 法選択問題は、判決時点に存在する事実関係を前提に判断すべきであるのが原則である、prop. 1973:158 s.108.
- ④4 *Ibid.*, s. 109 は、例えば、当事者の一方がスウェーデンに1年以上の期間住所を有するに至った場合には、第一の例外は問題とならず、第二の例外のみが適用されうる等としている。
- ④5 かつては、「婚姻の効力に関する国際的法律関係に関する法律」(IÄR, Lag (1912:69) om vissa internationella rättsförhållanden rörande äktenskaps rättsverkningar)において、夫婦相互の人的な権利義務については、夫婦の本国法による規定が存在した。しかし同法は現行のIMFが制定される1990年に廃止された。IMFはもっぱら夫婦財産制についてのみ規律しており、夫婦の人的関係についての規定は置いていない。
- ④6 前者はNJA 1986 s.615、後者はRH 1993:116である。前者においては、IÄR(前注参照)が廃止されていなかったこと(ただし、本件に直接適用されてはいない)、夫婦のかつての共通住所地国は夫婦の共通本国法でもあったこと(その後、一方が国籍変更)も結論に影響したと考えられる。
- ④7 9§ 1st. 1p. NÄF.
- ④8 以上、3§ IMF. 後者の場合には、生存配偶者の本国法または住所地法のみが指定可能である。
- ④9 以上、4§ IMF.

50 以上, 5§ IMF.

51) 7§ 1st. IMF.

52) 以上, 7§ 2 st. IMF. ただし, それに対する異議も可能である。

53) 3§ 1st. NÄF

54) 4§ 1st. NÄF

55) Lag (1985:367) om internationella faderskapsfrågor (以下, IFL)

56) Lag (1971:796) om internationella rättsförhållanden rörande adoption (以下, LIA)

57) Föräldrabalk

58) Lag (1979:1001) om erkännande av nordiska faderskapsavgöranden

59) Lag (1989:14) om erkännande och verkställighet av utländska vårdnadsavgöranden m.m. och om överflyttning av barn. 本法は, European Convention on Recognition and Enforcement of Decisions concerning Custody of Children and on Restoration of Custody of Children, 及び, Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction を国内法化したものである。

60) スウェーデンでは嫡出子, 非嫡出子の区別をしていないが, それぞれ, 「嫡出推定」「嫡出否認等」「認知」にほぼ相当するものである。

61) 以上, 2§ IFL.

62) 以上, 5§ IFL.

63) 以上, 3§ IFL.

64) 以上, 2§ LIA.

65) 3:6 IÄL

66) 8§ och 9§ 1st. NÄF.

67) Lag (1937:81) om internationella rättsförhållanden rörande dödsbo. (以下, IDL)

68) Lag (1935:44) om dödsbo efter dansk, finsk, isländsk eller norsk medborgare, som hade hemvist här i riket, m.m. (以下, NDL)

69) 以上, 2:1-2, 2:5 och 2:6 IDL.

70) 19§ och 20§ NDL.

71) 1:1 1st. IDL.

72) 1§ NDL.

73) 1:3 och 1:6 IDL.

74) 10-11§§ NDL.

75) 1:4 IDL och 9§ NDL.

76) 以上, Bogdan, s.139-140.

77) 後掲, 7:2 IÄL, 19§ IMF.

- (78) ハーグ条約を国内法化する際にも、“habitual residence”は、“hemvist”と訳されている。
- (79) 国内法化したものとして、Lag (1998:167) om tillämplig lag för avtalsförpliktelser.
- (80) このハーグ条約を基にして制定されたのが、動産の国際売買の準拠法に関する法律 (Lag (1964:528) om tillämplig lag beträffande internationella köp av lösa saker) である。
- (81) デンマーク、フィンランド、ノルウェーも本条約の当事国であるが、アイスランドを含む北欧諸国に営業所を有する者間の売買契約には、本条約の適用はない、2§ Lag(1987:822) om internationella köp.
- (82) 特別の規定として、原子力責任法 (Atomsvarighetslag (1968:45)) 等がある。
- (83) NJA 1969 s.163. オランダにおける交通事故に基づいて、妻から夫の保険会社に対して訴えたという事例である。同判決は、オランダ国際私法によればスウェーデン法が準拠法となることはスウェーデン国際私法上意味を有さないとして反致を否定した点においても注目される。
- (84) スウェーデンにおける外国法の適用について詳しくは、Maarit Jänterä-Jareborg, Svensk Domstol och Utländsk Rätt, Uppsala 1997 参照。
- (85) 前掲注(7)参照。
- (86) Lag (1987:232) om sambors gemensamma hem. 菱木昭八朗「スウェーデンにおける内縁夫婦の財産関係に関する法律について」家月 40 卷 6 号 1 頁 (1988) 参照。
- (87) Lag (1987:813) om homosexuella sambor. 同法は、同性間の内縁関係に準用される、異性間の内縁関係に適用される法規を列挙している。
- (88) この点、異性間の婚姻に相当する同性間の関係を認めないフランスなどとは異なる。フランスにおける連帯民事契約法については、例えば力丸祥子「フランスにおける民事連帯協約法の成立をめぐって」比較法雑誌 33 卷 4 号 127 頁 (2000) に紹介がある。
- (89) 1 kap. 3§ 1-3 st. partnerskapslagen. なお、「重婚の禁止」は他の者と既に登録パートナーの関係にある場合にも適用される。それは異性間で婚姻する場合についてもそうである、2:4 ÄktB.
- (90) 以上、3 kap. partnerskapslagen.
- (91) スウェーデンにおいては、人工または体外受精については、婚姻または内縁関係にある女性に対してのみ可能とされている、2§ Lag (1984:1140) om insemination, 2§ Lag (1988:711) om befruktning utanför kroppen. このうち、前者の法律については、菱木昭八朗「スウェーデン人工授精法と改正親子法における人工授精子の父性」ジュリ 835 号 114 頁 (1985) 参照。

- (92) SOU 1993:98 s. 105-108. ただし、そこでは「両親」が同性の家庭で養育されることが子にとって有害であると断定されているわけではない。同性の家庭で養育されても異性の家庭で養育されても子にとって大きな差異はないという見解にも言及されている。
- (93) 3 kap. 2§ partnerskapslagen.
- (94) 1 kap. 9§ 3st. partnerskapslagen により、1 kap. 4-9§§ IÄL が適用になる。
- (95) 1 kap. 3§ 4st. partnerskapslagen.
- (96) 2 kap. 4§ partnerskapslagen.
- (97) Lag (2000:374) om ändring i lagen (1994:1117) om registrerat partnerskap.
- (98) 1 kap. 2§ partnerskapslagen.
- (99) これに対しては、EU 法上の無差別原則 (EC 設立条約 12 条は、国籍に基づく差別を禁止している) との関係で問題があるとの指摘もなされている、SOU 1993 : 98 s. 101.
- (100) 以上、prop. 1999/2000 :77 s. 6-9.
- (101) Lag (2002:603) om ändring i lagen (1994:1117) om registrerat partnerskap.
- (102) prop. 2001/02:123 s. 27-29.
- (103) SOU 2001:10.
- (104) prop. 2001/02:123 s. 34-36
- (105) 前掲、2(2)参照。
- (106) 改正案は、SOU 2001:10 s. 52-54. に掲載されている。これによれば、法律名も、「国際的な父性及び母性の問題に関する法律」(Lag om internationella faderskaps- och moderskapsfrågor) に変更することとなっていた。
- (107) アイスランド法については直接調査することはできなかったが、SOU 2001:10 s. 185 には以下のような紹介がある。すなわち、アイスランドにおいても 1996 年から同性婚は認められている。また、2000 年の法改正により、一方のパートナーの子を他方が養子とすることは国内の子に限って認められた。子の共同監護についても認められたが、その際、子がパートナーとパートナーの前夫との共同監護に服している場合、他方のパートナーの監護にも服することで、3名の監護権者が存在することになる、との指摘は興味深い。なお、人工授精は婚姻関係または異性の内縁関係にある者についてのみ認められ、同性パートナーには認められていない。
- (108) Lov nr. 372 af 7. juni 1989 om registrerat partnerskap.
- (109) 同法 2 条 3 項後段は、「法務大臣は、それ (ノルウェー、スウェーデン、アイスランド) 以外の国であって、デンマークに相当する登録パートナーシップ立法を有する国の国籍を、同じくデンマーク国籍と同視する旨定めることができる」として

る。

(110) Lov om registrert partnerskap 30 april 1993 nr. 40.

(111) デンマーク（前掲注(109)参照）と同趣旨の規定が，同法2条3項1号3文に置かれている。

(112) Lag om registrerat partnerskap 9.11.2001/950. 以下，スウェーデン語版の法文によった。

(113) もちろん，その背景には，特に財産法分野における国内立法の不十分さがあるものであり，筆者としても，全体的に見た場合，スウェーデンの国際私法のあり方がわが国よりも優れていると考えているわけではない。しかしスウェーデン国際私法には，わが国として参考にするべき点，問題意識として考慮すべき点は十分にあると思われる。

* 校正段階で，Svenska och utländska äktenskap (Ds 2002:54) に接した。婚姻締結につき，より法廷地法の適用に傾斜した立法提案を含む報告書である。これについては，また後日検討することとしたい。